

## 入札説明書

令和8年度京都市クリーンセンター余剰電力売却に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1 入札に付する事項

#### (1) 件名

- ア (単価契約) 令和8年度京都市南部クリーンセンター余剰電力売却
- イ (単価契約) 令和8年度京都市東北部クリーンセンター余剰電力売却
- ウ (単価契約) 令和8年度京都市北部クリーンセンター余剰電力売却

#### (2) 予定売却数量

- ア 23,389,932 kWh
- イ 28,082,700 kWh
- ウ 479,860 kWh

#### (3) 受給地点

- ア 京都市伏見区横大路八反田29番地 京都市南部クリーンセンター
- イ 京都市左京区静市市原町1339番地 京都市東北部クリーンセンター
- ウ 京都市右京区梅ヶ畠高鼻町27番地 京都市北部クリーンセンター

#### (3) 契約期間

- ア 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- イ 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- ウ 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### (4) 電力受給期間

- ア 令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで
- イ 令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで
- ウ 令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで

#### (6) 売却物品の特質等

仕様書のとおり

### 2 入札参加資格

以下に掲げる要件の全てを満たす者であること。

- (1) 入札参加資格確認等申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）の前日において京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿（物品）に登載されている者。
- (2) 申請日から入札参加資格の確認の日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱（以降「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止（以降「参

加停止」という。) を受けていないこと。

- (3) 本件入札に参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以降「代表者等」という。）が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。
- (4) 申請日の前日において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者（以下「小売電気事業者」という。）として登録されている者
- (5) 申請日の前日において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定に基づき、経済産業大臣より公表されている者（申請日の前日において同法第31条第2項及び第34条第2項の規定に基づき支払が完了している者を除く。）でないこと。
- (6) 申請日の前日において、本市に対する金銭債務の不履行がないこと。

### 3 入札説明書、仕様書及び入札参加資格確認等申請書の交付

入札説明書、仕様書及び入札参加資格確認等申請書については、公告の日から令和8年1月19日（月）まで、以下(1)のウェブページに掲載するとともに、以下(2)の場所においても、無償で交付する。ただし、以下(2)の場所における無償配布の交付時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以降「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

- (1) 京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報の環境政策局のURL  
<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-1-0-0-0-0-0-0-0.html>
- (2) 交付場所  
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市役所本庁舎地下1階  
京都市環境政策局適正処理施設部施設管理課  
電話番号 075-222-3964 FAX番号 075-212-9826

### 4 入札参加資格の確認等の申請等

- (1) 入札に参加しようとする者は、以下イに掲げる提出方法により、受付期間内に、以下アに掲げる書類を提出しなければならない。  
なお、指定する受付期間内に必要な書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。
  - ア 提出書類
    - (ア) 入札参加資格確認等申請書（以下「申請書」という。）
    - (イ) 電気事業法第2条の2の規定に基づき経済産業大臣に小売電気事業者として登録されている者であることを証明する書類の写し

- (ウ) 直近2期分の貸借対照表及び損益計算書の写し
- (エ) 京都市に対する金銭債務の申立書
- (オ) 入札参加資格確認通知返信用封筒（長3号（120mm×235mm）に申請者の住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名、届出済みの受任者がある場合には、受任者に係る事務所の所在地及び氏名）以下、「申請者の住所、商号及び氏名」という。）、担当者の所在地、所属、氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金（480円）の切手を貼り付けたもの）

イ 提出方法等

- (ア) 受付期間

公告の日から令和8年1月19日（月）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（休日を除く。）

- (イ) 提出方法

「3(2) 交付場所」の場所へ持参又は書留郵便を到着させること。

なお、申請書等を封入する封筒は、表面に「申請者の住所、商号及び氏名、担当者の所在地、所属、氏名、令和8年2月2日開札（「1(1) 件名」アからウの全部もしくはいずれかの件名）の入札参加申請書類在中」と記載すること。

(5) 入札参加資格の確認

提出書類の受領後、入札参加資格の確認を行い、その結果を、令和8年1月22日（木）までに、入札参加資格確認通知書により通知する。この場合において、資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

なお、確認にあたり、追加で書類提出を求める場合がある。

(3) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、市長に対し、書面により、入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

イ 「4(3) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明」アの規定により理由の説明を求めようとする者は、令和8年1月27日（火）までの間に、書面を「3(2) 交付場所」の場所へ持参し提出しなければならない（受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。）。市長は、書面の提出があったときは、令和8年1月29日（木）までに書面による回答を発送する。

(4) 入札参加資格の確認の取消し

市長は、入札参加資格があると認めた者が、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者の入札参加資格を取り消す。この場合において、確認の取消し対象となった入札参加資格が事前確認資格であるときは、その者に対し、その旨を通知するものとする。

ア 落札決定の日時までに、規則第2条の規定により告示し、又は要綱第14条の規定により定めた「2 入札参加資格」の入札参加者の資格を喪失したとき。

- イ 「4(2) 入札参加資格の確認」による入札参加資格の確認後、落札決定の日までの期間に、参加停止を受けたとき。
- ウ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定に基づき、経済産業大臣より公表された者（落札決定の日時までに、同法第31条第2項及び第34条第2項の規定に基づき支払が完了する予定である者を除く。）
- エ アからウに掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。
- オ その他市長が特に入札に参加させることが不適当であると認めたとき。

## 5 入札説明書、仕様書に対する質問期限及び回答期日

- (1) 入札説明書、仕様書（以下「入札説明書等」という。）に対して質問しようとする者は、市長に対し、質問事項、住所、商号及び氏名を記載、押印した書面を5(2)の提出期限までに、「3(2) 交付場所」の場所へ持参、書留郵便による郵送及びFAXのいずれかの方法で提出しなければならない（受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。）。
- (2) 市長は、5(1)による質問をうけたときは、以下の回答期日までに質問に対する回答書を、「3(1) 京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報の環境政策局のURL」のウェブページに掲載する。

なお、受付期間の経過後は、入札説明書等に対する質問は、一切受け付けない。

提出期限	回答期日
令和8年1月19日（月）午後5時	令和8年1月22日（木）

## 6 入札書の提出

- (1) 入札は、「1(1) 件名」に掲げる件名ごとに行う。
- (2) 入札は、次に掲げる方法のいずれかによる。
  - ア 7(1)の開札日時に、「3(2) 交付場所」の場所への入札書の持参による方法
  - イ 7(1)の開札日の前日午後5時までに、「3(2) 交付場所」の場所へ書留郵便により入札書を到着させる方法
- (3) 提出書類
  - ア 入札書
  - イ 契約単価兼積算内訳書
- (4) 6(2)アの場合の提出書類等
  - 6(3)に加えて以下の書類等を提出又は持参すること。
    - ア 委任状（代表者ではなく、代理人をして入札する場合）
    - イ 入札参加資格確認通知書

ウ 本人であることを確認できるもの（免許証等写真が添付されたもの）

- (5) 入札書を封入する封筒は二重封筒とし、入札者は、「1(1) 件名」に掲げる件名ごとに入札書を記載し、件名ごとに内封筒に封印すること。

内封筒の表面には、「住所、商号及び氏名、令和8年2月2日開札（「1(1) 件名」アからウのいずれかの件名）の入札書在中」と記載すること。

外封筒の表面には、「住所、商号及び氏名、担当者の所在地、所属、氏名、令和8年2月2日開札（「1(1) 件名」アからウの全てもしくはいずれかの件名）の入札書在中」と記載したうえ、上記内封筒を封印すること（別紙1図1参照）。

- (6) 入札書の記載の仕方

ア この契約は、単価契約により行うので、入札書は、本市様式の入札書及び契約単価兼積算内訳書をもって構成し、その契約単価で設定することを条件とする。

なお、入札書と契約単価兼積算内訳書については、左上1箇所をホッチキス止めのうえ、見開きに1箇所割印をすること（別紙1図1参照）。

イ 契約単価兼積算内訳書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、予定売却電力量に対する電力量料金の契約希望単価（0.01円単価で設定する kWh当たりの単価。ただし、料金の設定区分に応じて单一の単価とし、消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

#### ※ 入札額の算出式

月ごとに計算した次の（ア）～（ウ）の合計とする。

なお、各区分における予定売却電力量については、仕様書別表2による。

（ア） 「昼間時間帯電力量×昼間時間帯電力量の料金単価」の1円未満切捨て

（イ） 「夜間時間帯電力量×夜間時間帯電力量の料金単価」の1円未満切捨て

（ウ） 「重負荷時間帯電力量×重負荷時間帯電力量の料金単価」の1円未満切捨て

ウ 託送料金の発電側課金（以下、「発電側課金」という。）の取扱いについては

「7 託送料金の発電側課金について」を参照すること。

- (7) 委任状は、「1(1) 件名」に掲げる件名ごとに記載し、「6(5)」に示す封筒には入れず、開札日当日、代理人が入札室に入室する際、提出すること。

## 7 託送料金の発電側課金について

- (1) 令和6年4月から導入された託送料金の発電側課金（以下、「発電側課金」という。）については、前条に定める契約希望単価に含まないものとし、本市が一般送配電事業者に対して負担する発電側課金相当分の全額を別途、買受者の負担に転嫁する。
- (2) 本市が負担する発電側課金の一般送配電事業者への支払業務は買受者が行うこととし、買受者から一般送配電事業者への支払相当額と前項の定めによる本市から買受者への転嫁相当額を、毎月の電力量料金の支払において相殺する。

## 7 開札

- (1) 開札日時等については以下のとおりとし、「1(1) 件名」に掲げる件名の順に行う。
- ア 日時 令和8年2月2日（月）午前10時  
イ 場所 京都市環境政策局温暖化対策室 会議室（京都市役所本庁舎1階）
- (2) 「4 入札参加資格の確認の申請等」において入札参加資格があると認められた者又はその代理人（以降「入札者」とする。）は、「6 入札書の提出」による入札書を持参のうえ、入札に出席すること。
- 郵送により入札書を提出しているが、入札者が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない本市職員を立ち会わせて開札を行う。
- (3) 入札者は、本入札について他の入札参加資格有資格者の代理人となることはできない。
- (4) 入札室には、入札者以外の者は入室することはできない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (5) 入札者は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (6) 入札者は、入札室に入室しようとするときは、競争入札関係職員に入札参加資格確認通知書及び本人であることを確認できるもの（免許証等写真が添付されたもの）を提示すること。代理人をして入札させる場合においては、入札執行権限に関する委任状を提出すること。
- (7) 入札者は、開札が終了するまで、入札執行者が特にやむを得ない事情があると認めた場合以外は、入札室を退出することはできない。
- (8) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させる。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者  
イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合をした者
- (9) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (10) 入札執行主務者は、入札者が連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態であると認めたときは、当該入札を延期し、又は中止することがある。
- (11) 入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当するもののほか、申請書その他の提出書類の虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。  
(2) 入札者が2以上の入札書等を到達させたとき。  
(3) 入札書等の提出又は書留郵便による到達が市長の定める日時に遅れたとき。

- (4) 入札書等に入札者の記名押印のないとき。
- (5) 入札書等の金額の記載に訂正があるとき。
- (6) 入札書等への主要事項の記載が明確でないとき、又は記載の漏れがあるとき。
- (7) 入札者が協定して入札をしたときその他入札に際し不正の行為があったとき。
- (8) 鉛筆、シャープペンシル、いわゆる消せるボールペンその他の訂正の容易な筆記具により入札書等に記入したとき。
- (9) その他入札に関する条件に違反したとき。

## 9 落札者の決定方法

- (1) 落札の決定は、「1(1) 件名」に掲げる件名ごとに、「6(6)入札書の記載の仕方」による契約単価に基づき「契約単価兼積算内訳書」を用いて算定された、「6(6)入札書の記載の仕方」イで示した入札額の算出式による合計額の比較によって行う。
- (2) 落札者決定に当たっては、「1(1) 件名」に掲げる件名ごとに、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、「6(3) 提出書類」の入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、「1(5) 電力受給期間」の期間に係る総額として見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (3) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格以上で、かつ、入札参加資格があると認められた者の中で、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に關係ない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (5) 落札者が 12(2)に定める契約保証金を期限までに納入しない場合、落札決定を取り消し、(3)の次点の価格をもって入札した者を落札者とする。

## 10 落札決定の通知

開札に立ち会っていない入札者で落札した者のみ、落札決定日の午後3時以降に、電話で通知する。

## 11 再度入札に関する事項

- (1) 開札の結果、予定価格以上の価格の入札がないときは、再度公告をせず、当初入札と同じ仕様をもって再度入札を行う。再度入札の参加者は、当初入札に参加した者とする。ただし、11(4)により、再度入札に参加できる者がないときは、再度入札を行わない。
- (2) 再度入札を行う場合は、入札参加者（11(4)のいずれかに該当する者は除く。）に次の

事項を通知する（開札に立ち会っていない入札者については、開札日当日中に電話連絡のうえ、FAX又は電子メールにより通知する。）。

ア 再度入札を行う旨

イ 再度入札の入札期間

ウ 再度入札の開札予定日時

エ 当初入札における、予定価格を下回る入札金額のうち、予定価格に最も近い入札金額

(3) 再度入札は1回限りとする。

(4) 次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

ア 当初入札に参加しなかった者

イ 当初入札において無効の入札を行った者

(5) (2)の通知を確認しなかったことにより入札参加者が被った損失については、本市は一切の責めを負わない。

(6) 再度入札における入札書の提出方法、開札、落札者の決定方法については、上記「6 入札書の提出」から「9 落札者の決定方法」に準ずる。

## 12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

9又は10による通知の日の翌日から起算して7日（休日を含む）以内に、13(2)により算出する合計金額の100分の20に相当する額を納付又は契約保証金に代わるものとして京都市の契約事務規則に定める担保（金融機関の保証等）を提供すること。

## 13 契約書の作成

(1) 契約書は、本市がこの入札説明書等と共に提示する電力受給契約条項に基づいて、原本2通を作成し、本市及び落札者が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有することとする。

ただし、この契約のうち、必要な細目に関する部分については、落札者と協議のうえ、決定することとする。

(2) 契約単価は、落札した者の契約単価兼積算内訳書に記載された単価に100分の10に相当する額を加算した金額（0.01円未満は切り捨て）とし、それら契約単価にそれぞれの売却電力量を乗じた金額（1円未満は切り捨て）の合計金額を、落札者が京都市に支払う契約とする。

## 14 予算不成立の場合の無効

本件に係る予算が成立しないときは、本売却に係る公告は無効とする。この場合におい

て、本件売却のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者は、その費用を京都市に請求することはできない。

## 15 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出された資料は、返却しない。
- (3) 本件入札において作成した書類及びそれを提出する費用は一切負担しない。
- (4) 後日、入札参加者、入札額、落札者及び落札金額を京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報の環境政策局のウェブページに掲示する。電話による個別の問い合わせには対応しない。
- (5) この入札説明書に定めのない事項については、京都市契約事務規則及び関係法令に基づくものとする。
- (6) この公告に係る入札、契約等に関する条件は、この入札説明書のほか、仕様書及び電力受給契約条項の定めるところによることとする。

図1 入札書類封入封筒（記入例）

